

# 免責補償加入申込書

## ■ 補償内容

レンタカー契約者(法人の場合は、その役員及び従業員)である運転者に事故が発生し、当該事故について警察の事故証明が取得できる場合、レンタカー貸渡約款及び同細則に基づいて保険適用となった際、お客様のご負担となる対物免責額(自己負担額)、車輛免責額(自己負担額)が補償されます。

対物免責額 : 1事故につき、50,000 円 (非課税)

車輛免責額 : 1事故につき、100,000 円 (非課税)

※保険適用とならない場合は、対物・車輛免責補償の適用はできません。

※NOC(ノンオペレーションチャージ料)につきましては、免責補償の適用外となります。

別途、NOC(ノンオペレーションチャージ料)補償のご加入が必要となります。

## ■ 加入条件

1. 運転免許取得から3年以上経過している運転者だけが運転をすると誓約していること。
2. レンタカーご出発前に、ご加入いただいた場合のみ有効とさせていただきます。  
(お貸出し途中でのご加入及び解約はできません)
3. 下記にご署名いただき、契約者(法人の場合は、その役員及び従業員)のみ、  
対物・車輛免責補償が適用となります。

※事故歴等により当社が不適当と判断し、加入をお断りする場合がございます。

※大型・増t車につきましては、加入する事ができません。

## ■ 対物・車輛免責補償で対応できる事例 (クレーン本体にも保険適用)

衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来・落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他、偶然の事故によって車輛に生じた損害。

## ■ 対物・車輛免責補償で対応できない事例

- 事故現場より警察及び当社への連絡等、所定の手続きが取られていない場合。(事故証明がない場合)
- 対物・車輛保険が適用にならない場合。(レンタカー貸渡約款及び同細則をご参照ください)
- 運転免許取得から3年以上経過している契約者(法人の場合は、その役員及び従業員)以外の方が運転していた場合。
- 車輛の汚損等による清掃費。
- クレーン操作に必要な資格(小型移動式クレーン・玉掛)を有していない方のクレーン操作における事故。
- ラジコン、リモコン、ガッチャ、輪止、スタンバイコード、タイヤチェーン、敷板などの装備品の破損や紛失。
- NOC(ノンオペレーションチャージ料)のお客様ご負担額。(こちらは、別途 NOC 補償のご加入が必要です)

## ■ 対物・車輛免責補償加入料 (全車両一律)

1日: 2,200 円(税込) / 週極: 11,000 円(税込) / 月極: 49,500 円(税込)

上記事項を理解し、加入条件を満たしていることを表明した上で、補償に加入いたします。

年 月 日

ご署名